

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

環境部ごみ減量課

監査期間 平成26年8月 5日から  
平成26年8月20日まで

指摘事項	措置状況
○契約締結伺いに、契約保証金免除に関する事項や、契約書に契約保証金に関する事項が明記されていないものがあった。	今後は、契約締結伺いに保証金免除に関する事項を明記するよう措置を講じました。また、契約書に契約保証金に関する事項を明記するよう措置を講じました。
○入札時に添付する仕様書に翌年度の入札納品までのつなぎ期間についても再度契約を行うとの記載がされていた。	今後は、入札時に添付する仕様書に、翌年度のつなぎ期間についての事項は記載しないよう措置を講じました。
○契約締結伺いに予定価格が記載されているものや、予定価格書が添付されていないものが散見された。	今後は、契約伺いに予定価格は記載しないよう措置を講じました。また、契約締結伺いに予定価格書を添付するよう措置を講じました。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。  
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。  
また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

環境部 ごみ減量課環境事業所

監査期間 平成26年 8月 5日から  
平成26年 8月20日まで

指摘事項	措置状況
50万円を超える契約において、予定価格が定められていないものがあった。	今後、50万円を超える契約において適正に予定価格を定めます。
契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文に誤りのあるものや、契約書に契約保証金に関する事項が明記されていないものがあった。	契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文に誤りのあるものは訂正しました。今後、契約書に契約保証金に関する事項を明記します。
契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載のないものや、不明確なものが散見された。	契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由を記載し、不明確なものは明確に記載しました。
契約書の条項に「受託業務については、別紙仕様書および運転日誌によるものとする。」とあるが、それらの図書が添付されていなかった。	別紙仕様書等を添付しました。
契約書に業務を再委託する場合は、あらかじめ書面による承認を受けることが記載されているにもかかわらず、書面での承認を受けずに再委託がされていた。	今後、書面による承認から届出による承認に契約書を変更します。
予定価格決定の積算根拠が、1者見積りによるものであった。	今後、適正な積算根拠で予定価格を決定します。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。